

事 務 連 絡  
令 和 5 年 1 2 月 1 5 日

データ提出加算に係る  
試行データ提出医療機関 御中

厚生労働省保険局医療課

データ提出の実績が認められた保険医療機関のデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245データ提出加算については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号。以下「施設基準通知」という。）において、当該施設基準に係る届出を行うには、厚生労働省保険局医療課よりデータ提出の実績が認められた保険医療機関として事務連絡の発出を受けることが必要となっています。

今般、貴院から提出された試行データについて、適切に提出されたことが確認できましたのでお知らせいたします。また、地方厚生（支）局医療課長等あてに貴院がデータ提出の実績が認められた保険医療機関である旨を通知していることを申し添えます。

なお、データ提出加算につきましては、施設基準通知に定める様式40の7「データ提出加算に係る届出書」を届け出ることによって算定が可能となりますので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知いただくようお願いいたします。